

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 10 | 予防接種関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多可町は、予防接種に関する事務での特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県多可町長

公表日

令和3年3月12日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種関係事務 |
| ②事務の概要 | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、町民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 1 予防接種業務の運営・管理 2 接種対象者への個別通知 3 住民への情報提供及び相談 4 健康被害救済 5 予防接種台帳の作成・管理 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 2. 予防接種法第15条第1項 3. 予防接種法施行規則第10条から第11条の31まで |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条7号、別表第二の17、18、19及び115の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第13条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 多可町健康課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123 多可町 総務課 (0795-32-2380) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸上281-51 アスパル(健康福祉センター) 多可町 健康課 (0795-32-5121) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年11月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年11月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|------|-----------|
| 平成29年6月27日 | 担当部署 | 健康福祉課 | 健康課 | 事後 | |
| 平成29年6月27日 | 所属長 | 課長 安田 一司 | 課長 勝岡 由美 | 事後 | |
| 平成29年6月27日 | 連絡先 | 多可町 健康福祉課 (0795-32-5151) | 多可町 健康課 (0795-32-5121) | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | 公表日 | 平成27年9月15日 | 令和1年6月30日 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | I-5-② | 課長 勝岡 由美 | 課長 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | II-1 | 平成27年3月31日 | 令和1年6月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | II-2 | 平成27年3月31日 | 令和1年6月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-1 | | 基礎項目評価書 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-2 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-3-目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-3-権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-4 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-5 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-6-目的外使用の入手が 行われるリスクへの対策は十 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-6-不正な提供が行われ るリスクへの対策は十分か | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-7 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-8 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV-9 | | 十分である | 事後 | |
| 令和1年11月1日 | II-1 | 令和1年6月1日 | 2019/11/1 | 事後 | |
| 令和3年3月12日 | I-1-②事務の概要 | 予防接種法の規定に基づき | 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別 措置法の規定に基づき | 事後 | |
| 令和3年3月12日 | I-3法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の10の項及 び93の2の項 | 事後 | |
| 令和3年3月12日 | I-4-②法令上の根拠 | 別表第二の17、18及び19の項 | 別表第二の17、18、19及び115の2の項 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |